交通安全情報No.73

ストップ・ザ・交通事故

平成27年12月1日
警察本部交通部
交通総合対策センター

しない・させない・許さない

※ 詳細の内容は、北海道警察ホームページをご覧下さい。

飲酒運転根絶条例 施行

条例の目的　飲酒運転根絶に関し、県、道民、事業者等の責務を明らかにすること等により、もって、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資する。

道民の責務（第5条）

飲酒運転をしない、車を運転する時は飲酒しない。
飲酒運転をしている者やその疑いのある者を制止する。等

事業者の責務（第6条）

車両の運行に当たって、従業員に飲酒運転をさせない。
従業員に対して、飲酒運転根絶の教育、指導などを行う。等

飲食店・酒類販売業者の責務（第7条）

店内に飲酒運転防止文書を掲示する。
来店者の飲酒運転を制止する。　等

タクシー・代行業者の責務（第8条）

タクシーや代行の利用について広報活動を行う。
利用者の飲酒運転を制止や防止をする。

イベント等を主催するものの責務（第9条）

イベント等で酒類の提供又は飲酒が想定される時は、参加者に飲酒運転防止の啓発等を行う。

通報（第10条）

飲酒運転を発見した場合は、警察官への通報に努める。

飲酒運転を発見した方、「110番 又は 警察署」へ通報してください。
緊急ではない場合は、警察ホームページ「飲酒運転110ボックス」などでメールで通報することも可能です。

7月13日は「飲酒運転根絶の日」